

第3 その他の領域への進出

1 会社法上の社外取締役等への進出

(1) 現状と問題の所在課題

ア 社外取締役制度の現状を取り巻く現状

社外取締役については、従前より会社法に規定が置かれてはいたものの、設置義務は特になく、各社の判断に任されていた。

2014（平成26）年会社法改正（2014〔平成26〕年6月20日成立、2015〔平成27〕年5月1日施行。以下「改正会社法」）においては、企業統治の強化、とりわけ企業収益の向上を図るためのモニタリングシステムの導入につき、社外（独立）取締役の設置を義務付けるか、監査役を置かず社外取締役が中心となる監査等委員会設置会社制度を創設するかが議論された。その結果、監査役会設置会社における社外取締役の設置義務は見送られたものの、それに代わり、上場会社の場合、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類に記載するとともに、株主総会で説明し、事業報告に記載することが会社法上必要となったことから、上場会社においては、事実上社外取締役を設置せざるを得ない状況になった。

さらに、改正会社法の成立においては、附則25条において、施行2年経過後、改めて「社外取締役を置くことの義務付け等」を検討することを内容とする、いわゆる見直し条項を定めたことから、今後、会社法に基づく社外取締役設置の義務付けの議論が再開されるものと予想される。

また、改正会社法を議論した法制審議会では、以下を内容とする改正要綱の附帯決議が2012（平成24）年9月7日に採択された。

① 社外取締役に関する規律については、これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある。

② ①の規律の円滑かつ迅速な制定のための金融商品取引所での手続において、関係各界の真摯な協力がされることを要望する。

これを受けて、東京証券取引所では対応を行っており、具体的には、「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」ことを内容とする有価証券上場規程の改正を行い、2014（平成26）年2月10日から実施している。

さらに、東京証券取引所は、「コーポレートガバナンス・コード」を上場規程として定め（2015〔平成27〕年6月1日施行）、独立性の高い社外取締役を「少なくとも2人以上選任すべきだ」と明記し、独立社外取締役の複数化、多様性確保を求めている。

イ 社外監査役

1993（平成5）年の商法改正において、監査役の機能を充実強化すべく、任期を1年伸張するとともに大会社にあっては社外監査役の選任が義務づけられ、2001（平成13）年の改正では、任期

は4年とされ、大会社においては資格要件が厳格化された社外監査役を半数以上とすることが義務づけられた。

新会社法においても、監査役会設置会社（監査役会を置くことを定めた会社、又は監査役会を置かなければならない会社（大会社かつ公開会社で、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除くもの）については、2001（平成13）年の改正法施行後の商法特例法を踏襲している商法を踏襲しており、監査役会の半数以上は社外監査役である必要がある。

ウ 指名委員会等設置会社

2014（平成26）年会社法改正により、監査等委員会設置会社制度が新設された関係で、従来の委員会設置会社、つまり、定款に基づき監査委員会（取締役ないし執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選任・解任等）、報酬委員会（取締役・執行役の報酬の決定、報酬額等の決定）、指名委員会（取締役の選任及び解任に関する議案等の決定）、及び1人以上の執行役を設置している会社は、指名委員会等設置会社と名称が改められた。各委員会は取締役3人以上で構成され、そのうち、過半数は社外取締役でなければならないため、指名委員会等設置会社の場合、少なくとも2名の社外取締役が必要である。

エ 監査等委員会設置会社

この制度は、2014（平成26）年会社法改正により新たに創設された機関設計の制度であり、監査役会に代わって過半数の社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会が、取締役の職務執行の組織的監査を担うという制度である。監査役会設置会社と指名委員会等設置会社との中間的性格を帯びた第三の機関設計として、上場会社の間で急速に広まりつつある形態である。

この制度を採用する場合も、3名以上の取締役で構成される監査等委員会の過半数が社外取締役でなければならないため、少なくとも2名の社外取締役が必要である。

オ 展望及び課題

2014（平成26）年会社法改正では、社外取締役の設置義務は見送られたものの、まもなくその議論は改めてなされる予定であり、また、上場会社においては、東京証券取引所の規程の改定を通じて、社外取締役の設置が促進されている状況にある。

東京証券取引所が2016（平成28）年7月27日に発表した「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況〈確報〉」によれば、2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は、2010（平成22）年の12.9%に対して、2015（平成27）年は48.4%、2016（平成28）年は79.7%と急上昇している。また、2016（平成28）年において、全上場会社の1社あたりの独立社外取締役の人数は平均1.97人、社外取締役の人数は平均2.16人とあり、各社2名程度の社外取締役を選任している状況が窺われる。

以上を前提とすると、今後も益々社外取締役に対する需要は高まっていくことが予想され、従来弁護士が選任される機会のあった社外監査役に加え、社外取締役もまた、弁護士の活躍の場となることが、我々弁護士の立場からは期待できる状況にある。

また、近年、企業経営ないし企業活動においては、その適正化ないし社会的責任（CSR）、法令遵守（コンプライアンス）に対する要請はますます強まってきていると言える（第5部第2章第

10参照)。弁護士たる社外取締役ないし社外監査役は、そのような場面で有用な役割を果たし得ると考えられるが、残念ながら、そのことが一般的な認識となっているとはなお言い難い実情にある。また、企業の側からも、弁護士資格のある社外取締役を捜しているが、どこに適任者がいるのか、また、誰にコンタクトしていいのかが分からないといった声も聞かれる。

従って、弁護士が社外取締役又は社外監査役として果たし得る役割を広く知って貰うための広報活動が必要であるとともに、候補者となりうる弁護士と企業とを繋ぐ仕組みを構築する必要があると考えられる。

(2) 弁護士会の取組み

日弁連においては、この間、企業活動における不祥事を踏まえ、2001（平成13）年11月開催の業務改革シンポジウム（広島）を始め、CSRに関する研究に継続的に取り組んできており、企業活動への関与の方策を探るべく検討している。弁護士の職責上、社外取締役、社外監査役等として有効に機能すべき能力を備えているとの考えの下、多くの企業に有為の人材を供給すべく、商工会議所、経団連等の経済団体との間における懇談を開催してきている。さらに、2015（平成27）年9月には、経済同友会及び日本商工会議所の後援の下、コーポレートガバナンスとダイバーシティをテーマとするシンポジウムを開催し、現在、7つの弁護士会で実施されている女性社外役員候補者名簿の提供事業について案内するとともに、女性弁護士がコーポレートガバナンス・コードの実現にどのように寄与できるかについても基調報告がなされた。

また単位会レベルでは、上記で言及したように、東弁等7つの弁護士会ではにおいて、男女共同参画の観点から、社外役員候補者になることを希望する女性弁護士会員の名簿を作成し、これを希望する企業に提供している。

弁護士は、社会生活上の医師としての役割を果たすべきものとされており、企業活動に対しても、社外取締役、社外監査役としてこれまで以上に積極的に関与していくべきである。弁護士会としては、これまでの実績を検証しつつ、多くの弁護士が社外取締役や社外監査役として参画できるような仕組み作り（弁護士である社外役員の存在意義に関する広報活動やマッチングの仕組み作り）も含めて、弁護士会としてより積極的な施策を講じることが必要である。

2 日弁連中小企業法律支援センター

(1) 設置の経緯

日弁連が、中小企業の弁護士の利用実態を把握するため、2006（平成18）年12月から2007（平成19）年5月にかけて全国の中小企業に対するアンケート調査を行った。

その結果、回答した中小企業のほぼ半分（47.7%）には弁護士の利用経験がなく、その理由のほとんどは「弁護士に相談すべき事項がない」ということであった。ところが、中小企業が法的問題を抱えていないのかと言えば、そうではなく「法的問題を抱えている」と回答した中小企業は約80%、しかも、約60%は「複数の問題を抱えている」ということであった。にもかかわらず、弁護士に相談しなかった理由は「弁護士の問題とは思わなかった」が最も多い（46.5%）。そして、法的課題の解決方法としては、「弁護士以外の専門家に相談」が38.9%、「社内解決」が

31.0%であり、相談相手の「弁護士以外の専門家」としては、税理士が56.6%と圧倒的に多く、社会保険労務士が31.0%、司法書士が24.8%と続く。さらに、「弁護士の利用経験がある」と回答した中小企業においても、法的手続（裁判など）以外で弁護士を利用したことがある比率は、わずかに約25%にとどまっている。

結局、中小企業にとっては、弁護士は「裁判等の法的手続を行う専門家」ではあるが、それ以外の日常的な法的問題への対処のための相談相手とは認識されておらず、実際、そのような形での利用もされていない、というのが実情であり、他士業（特に、税理士）がその受け皿となっていることが浮き彫りとなった。

(2) 全体像

我が国の経済の基盤を形成する重要な存在である中小企業の大半が法的問題を抱えているにもかかわらず、弁護士による法的サービスを、量的にも質的にも十分に受けているとは言えないのであるが、これは、法律実務の専門家である弁護士の存在意義そのものが問われていると言っても過言ではない。かかる事態を解消することを目的に、これまでに実施した各委員会における議論や活動の成果を踏まえて、①中小企業のニーズに応えることを徹底的に追求、②中小企業の弁護士に対するアクセス障碍の解消、③弁護士の中小企業の法律問題への対応能力、実践的なスキルの向上、④組織的かつ全国的な対応ができる体制の整備の4つを活動の基本方針として、日弁連中小企業法律支援センターが設置された。そして、現在、①広報部会、②企画・開発部会、③事業再生プロジェクトチーム、④海外展開支援チーム、⑤ニーズ調査報告書検討チーム及び⑥創業支援・事業承継プロジェクトチームが設置され、それぞれ活発に活動を行っている。同センターの具体的な活動内容としては以下に述べるとおりである。

(3) ひまわりほっとダイヤルの運営

日弁連中小企業法律支援センター（通称「ひまわり中小企業センター」）では、2010（平成22）年4月1日から、中小企業から弁護士へのアクセス改善のために、全国共通の電話番号により相談を受け付ける「ひまわりほっとダイヤル」の運用を開始した。「ひまわりほっとダイヤル」全国共通電話番号「0570-001-240（おおい、ちゅうしょう）」に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口で電話を受け、折り返しの電話で弁護士との面談予約などができるというサービスである。さらに、2012（平成24）年2月からホームページ上でのオンライン申込の受付も開始した。「ひまわりほっとダイヤル」の利用件数は全体的には増加しており、2010（平成22）年度は通話数9,532件、相談実施件数5,017件であったところ、2015（平成27）年度の通話数は10,762件、相談実施件数は5,458件であった。また、「ひまわりほっとダイヤル」開設時（2010〔平成22〕年4月）から2016年（平成28）年8月までの総通話数は68,315件、総相談件数は33,935件であった。ひまわりほっとダイヤルの設置・運営は、中小企業のアクセス障碍解消の一助となっていることが窺われる。また、「ひまわりほっとダイヤル」は一部の弁護士会を除き、初回相談最初の30分の相談料を無料としており、中小零細事業者のセーフティネットとしての役割も果たしている。

なお、相談実施の結果であるが、相談のみで終了が75.20%、受任が6.02%、継続相談が16.5%である（2010〔平成22〕年6月～2016〔平成28〕年8月）。

(4) 広報活動

ひまわり中小企業センターでは、ひまわりほっとダイヤルの事業展開に応じてチラシを作成し、各地の弁護士会、中小企業支援団体のナショナルセンター等に配布している。また、同センターでは、日弁連のウェブサイト内に同センターのホームページを立ち上げ、中小企業支援にかかわる情報提供を行っている。また上記ホームページを活用すべくリスティング広告及びFacebookを利用し、一定の効果を上げている。その他、雑誌への記事及び広告掲載や商工会議所の会報へのチラシ同梱、ラジオ番組のミニコーナーへの出演及びラジオ広告等、新たな広告媒体の開拓を試みている。

(5) 中小企業向け及び弁護士向けの各DVDの制作

ひまわり中小企業センターでは、中小企業向けDVD「中小企業経営者のみなさんへ 弁護士はあなたのサポーターです」の制作を行い、中小企業経営者に弁護士業務についての理解を深めるよう努め、それと同時に、相談に当たる弁護士側の意識改革のために、弁護士向けのDVDも制作し、その上映を行っている。

(6) 全国一斉無料相談会・講演会

中小企業のアクセス障碍解消に向けて、1年に一度、全国的に一斉無料相談会及び一部の単位会ではシンポジウムや講演会等の企画も併せて行っている。

(7) 中小企業関連団体との意見交換会

ひまわり中小企業センターでは、2010（平成22）年9月以降、各地の弁護士会との共催により、当該地域の中小企業関連団体の方を招いて、2016（平成28）年9月までに20ヶ所以上において意見交換会を実施している。それを通して、中小企業関連団体の方々に弁護士業務の理解を深めてもらうことができ、各地の弁護士会との連携促進の一助となっている。

(8) 中小企業のニーズに応えられる弁護士の育成

ひまわり中小企業センターが中小企業への法的サービス供給を推進するに際しては、その担い手である弁護士が中小企業の要望に的確に応えられるよう、同センターでは、中小企業関連業務に関するeラーニングのコンテンツの制作及び特別研修の開催も行っている。

(9) 中小企業の海外展開支援活動

前述のように中小企業の海外展開のニーズの高まりとともに、同センターでは、国際支援部会を設置したが、それとともに、日弁連内では、同センターの他、外国弁護士及び国際法律業務委員会、日弁連知的財産センター、日弁連研修センター、若手法曹サポートセンター等の日弁連内の関連委員会から人を得て中小企業海外展開支援ワーキンググループが設けられ、日弁連は、2012（平成24）年5月には、JETRO及び東京商工会議所との間で、中小企業の海外展開支援に関して連携協働する旨の協定を締結し、パイロット事業として日弁連中小企業海外展開支援弁護士制度を開始した。

(10) 中小企業庁及び支援諸団体との連携

日弁連は、中小企業庁との間での連携を強化し、ひまわり中小企業センター委員と中企庁担当者との間で定期協議を開催し、情報交換を行っている。

支援団体との関係では、2011（平成23）年4月27日付けで、日弁連と日本政策金融公庫との間で、中小企業支援等の支援に関する覚書を締結している。

また、後述のとおり2014（平成26年）ころから日弁連として創業支援に力を入れ始めたところ、同年9月から、女性起業支援を積極的に行っている日本政策投資銀行との共催で、女性起業家を対象とした法律セミナーを実施している。

(11) 特定調停スキームの策定と事業再生キャラバン

日弁連は、裁判所の特定調停の手続を用いた事業再生支援を提案、最高裁判所とも協議を重ね「特定調整スキーム」を策定した（2013〔平成25〕年12月より運用開始）。特定調停スキームの周知及び普及のため、地域の経済産業局や金融機関と共同して、各地で特定調停スキーム活用セミナー（通称事業再生キャラバン）を開催した。

(12) シンポジウムの開催

ひまわり中小企業センターでは、中小企業庁などの関係省庁及び中小企業支援団体等を招いて、ひまわりほっとダイヤルの周知のためのシンポジウム、2012（平成24）年10月「中小企業金融円滑化法出口戦略に関するシンポジウム」を初めとした事業再生関連のシンポジウムを複数開催した。

また、第17回（2011〔平成25〕年開催）、第18回（2013〔平成25〕年開催）及び第19回（2015〔平成27〕年開催）の日弁連業務改革シンポジウムに参加し、それぞれ中小企業支援ネットワーク構築、海外展開支援及び創業支援をテーマに研究発表を行った。第20回（2017〔平成29〕年開催）では、事業承継をテーマとして研究発表を行う予定である。

(13) 第2回アンケート（ニーズ調査）の実施

(1) で述べたとおり、ひまわり中小企業センターの設置の契機になったのは2006（平成18）年12月から2007（平成19）年5月にかけて実施した中小企業に対するアンケート調査であったが、アンケート実施から約10年が経過し、中小企業を取り巻く状況及び弁護士側の状況も大きく変化していると考えられる。そこで、現在中小企業が弁護士についてどのように認識しているかを知るために、2016年（平成28年）7月から、第2回のアンケート調査（「企業における弁護士の活用に関するアンケート」）を実施した。2016年（平成28年）11月現在、アンケート結果の集計・分析中である。

(14) 今後の課題

ひまわり中小企業センターは、「弁護士は裁判になった時に頼めばよい」と考えている中小企業事業者に弁護士の有用性を知ってもらうことにより、弁護士が中小企業事業者の経営・法務についての日常的な相談相手となることを目指している。センター発足から約7年が経ち、「ひまわりほっとダイヤル」や各種セミナーや意見交換会、支援諸団体との連携を通じて、徐々に中小企業支援者としての弁護士の存在が周知されつつあるという手応えを感じつつはあるが、まだまだ弁護士が中小企業事業者の日常的な相談相手となっているとは言いがたく、さらなる努力が必要である。

今後は、これまでの活動を継続・発展させていくとともに、中小企業にとって重要でありながらこれまであまり弁護士が取り組んでこなかった分野、具体的には創業支援及び事業承継の分野にも積極的に取り組んでいくことを考えている。これらの分野については、前述の弁護士業務改革シンポジウムへの参加や日本政策投資銀行との共催セミナー等を通じ少しずつ取り組みを始めているところではあるが、本格的な活動はこれからである。

ひまわり中小企業センターは、最近では熱意のある若手弁護士の参加も増え、日弁連の中でも非常に活気のある委員会となっている。法友会においても、ひまわり中小企業センターの活動を参考に中小企業への法的サービス拡充のための施策が期待される場所である。

3 東京弁護士会中小企業法律支援センター

(1) 設立の経緯

東京弁護士会では、これまで業務改革委員会において、日弁連が企画する中小企業に関する全国一斉無料相談会や中小企業海外展開支援に関する弁護士紹介制度等の実施を担い、また、法律相談センターの乙名簿を利用してひまわりほっとダイヤルによる相談業務を行ってきた。

しかし、これらは、いずれも日弁連が企画する中小企業支援施策を単位会としていわば受動的に実施していたものであり、また、金融円滑化法の期限経過後の緊急対応を迫られる中、東京弁護士会としてより能動的・積極的に中小企業支援に取り組むべく、2014（平成26）年2月10日、業務改革委員会から派生する形で、東京弁護士会中小企業法律支援センター（以下「中小センター」という。）が設立された。

具体的な設立趣意は以下のとおりである。

- ① いわゆる金融円滑化法の期限経過後における中小企業への事業再生・経営革新のための支援は喫緊の課題であり、また、日本経済の原動力を担う中小企業への継続的かつ専門的な法的支援は、中小企業に活力を与え、ひいては日本経済全体に良好な波及効果をもたらす重要な課題である。
- ② これまで比較的小規模な事業者においては、法律事務を含む経営支援を税理士等に依頼していたのが実情であるが、弁護士数が増大した今日、弁護士が中小企業事業者の身近な存在として法的支援を行うことは、法の支配を社会の隅々まで行きわたらせる目的に叶うものである。
- ③ 弁護士が中小企業事業者の身近な存在として法的支援を行うには、それぞれの法的ニーズに即した専門的スキルを提供できる体制を構築するとともに、中小企業事業者に寄り添いつつ、混沌とした悩みの中から法的ニーズを汲み上げていくためのアウトリーチ活動が必要である。
- ④ 日弁連が実施するひまわりほっとダイヤルや中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、中小企業に関する全国一斉無料相談会及びシンポジウム等を有効に機能させるには、中小企業事業者支援に特化した専門機関が必要であり、そのほか、例えば経済産業省が取り組む中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の専門家派遣への対応、中小企業庁が実施する下請かけこみ寺（相談・ADR業務）の受託、商工会議所が取り組む消費税転嫁対策支援への協力などの役割を十全に果たすには、中小企業事業者の支援を目的とした専門機関が必要である。

⑤ そこで、弁護士が中小企業事業者の身近な存在として、利用者に寄り添いながら、ニーズを汲み上げるためのアウトリーチ活動を行うとともに、経営革新等支援機関として認定された弁護士を中心とした弁護士による中小企業の再生支援（事業再生支援）、起業、会社統治・企業統合、海外展開・国際取引、知的所有権、反社会的勢力の排除、労使問題等の中小企業の成長及び発展にかかわる各分野の法的支援（事業成長支援）、中小企業の経営が世代を超えて持続可能となるような事業承継に関する法的支援（事業承継支援）、中小企業の健全な自己統治が可能となるような組織内弁護士経験者等を中心としたコンプライアンス・内部統制に関する支援（コンプライアンス・内部統制支援）等を行うため、東京弁護士会中小企業法律支援センターを設立する。

なお、中小センターでは、その設立時に、東京三弁護士会の共催で中小企業支援体制構築のための「中小企業支援サミット」を開催し、中小企業支援団体、他士業を含め200名を超える中小企業支援に関わる出席関係者に対し、中小センターの設立及び活動内容を発表した。

(2) 中小センターの組織

中小センターでは、その活動内容に応じて、①アウトリーチ部会、②連携検討部会、③広報部会、④名簿・研修部会を置き、それぞれが活発に活動している。具体的な活動内容については後述する。

また、紹介部門の中に、法律研究部や専門委員会から推薦を受けた委員を中心に構成される部会として、①事業再生支援部会、②事業成長支援部会（②はさらに細分化され、①海外展開・国際取引PT、②ベンチャー・起業PT、③労使問題PT、④知財保護PT、⑤反社会勢力排除PTの各PTを設置）、③事業承継支援部会、④コンプライアンス・内部統制支援部会を置き、後述する精通弁護士名簿の整備等を担っている。

(3) 中小センターの仕組み・活動実績

ア コンシェルジュ弁護士の配置

中小センターでは、ひまわりほっとダイヤルからの受電のほかに、中小センター専用電話回線（03-3581-8977）を設け、弁護士紹介業務を行っている。その大きな特徴は、コンシェルジュ弁護士と呼ぶ配点担当弁護士を配置していることである。

相談者が電話をかけるとコンシェルジュ弁護士が直接電話に出て（正確にいうと、午後2時から4時まではコンシェルジュ弁護士が弁護士会館内で待機し直接電話に出るが、それ以外の時間帯ではまず事務局が電話に出て、コンシェルジュ弁護士が相談者にかけ直すことにしている）、事案の概要をヒヤリングし、法律問題が含まれているかどうか、どの分野に精通する弁護士を紹介すればよいかを判断している。コンシェルジュ弁護士の電話対応は無料である。

これまでひまわりほっとダイヤルでは相談者にFAXを返信してもらうことにより事案の概要を把握していたが、その手間のため相談に至らないケースも多く存在し、また、事務局では事案的に把握することに限界があるという課題があったが、コンシェルジュ弁護士を配置することにより、これらの課題の解決に寄与している。

2014（平成26）年4月1日から同年11月25日までの相談件数は619件、1日当たり平均3.8件の受電がある（昨年度のひまわりほっとダイヤルのみの時代の1日当たりの平均件数は1.2件であつ

た)。また、中小センターのアウトリーチ活動等の効果が徐々に始まり、専用電話回線による相談も増えてきており、月によって変動があるものの、2014（平成26）年10月の相談割合は、ひまわりほっとダイヤル経由が約70%、中小センターの専用電話回線経由が約26%となっている。

中小センターの広報部会において、同年11月に東京弁護士会の委員会ブログに中小センターのページを開設し、今後は外部業者に委託し専用のホームページも開設する予定であり、さらなる相談件数の増加が予想されている。

なお、コンシェルジュ弁護士は、中小センターの委員の中で構成しているが、現時点では完全ボランティアで対応しており、その待遇が次年度以降の課題となっている。また、名簿・研修部会においてコンシェルジュ経験交流会を実施し、常により良い制度への改善を試みている。

イ 精通弁護士紹介態勢の整備

中小企業が抱える法的問題は複雑かつ専門的であり、相談する際にはその分野に精通した弁護士に依頼したいというニーズが存在する。そのニーズに的確に対応するため、中小センターでは、各分野に精通する弁護士を登録した精通弁護士名簿を整備している。具体的には、前述の各部会に対応した①事業再生支援名簿、②事業成長支援名簿（②は、前述の各PTに対応して、さらに細分化され、①海外展開・国際取引名簿、②ベンチャー・起業名簿、③労使問題名簿、④知財保護名簿、⑤反社会勢力排除名簿）、③事業承継支援名簿、④コンプライアンス・内部統制支援名簿を整備している。

また、契約書のチェック、債権回収、訴訟対応など、広く中小企業の法的支援を扱う⑤その他法的支援担当名簿も整備する準備をしている。

なお、①ないし④の各精通弁護士名簿については、中小センター設立時の過渡的措置として、法律研究部や専門委員会から精通する弁護士を登録してもらっている。また、⑤その他法的支援担当名簿については、名簿・研修部会において2015（平成27）年度から「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」と題して中小企業に関わる分野の中から年間12回の研修講座を開設し、名簿登録者の能力向上に取り組んでいる。

ウ アウトリーチ活動の実践

中小事業者の中には、自らが抱えている法的課題が弁護士に相談すべき法律問題と認識していないことが多くあるため、弁護士側から積極的にアプローチして中小企業に寄り添い、その中から法的課題を抽出して、経営戦略を意識した実践的な解決を図る活動が必要となる。これをアウトリーチ活動と呼んでいる。

中小センターでは、アウトリーチ部会がこれを実践しており、これまで業務改革委員会において接点のあった中小企業関連団体とのさらなる関係強化や接点が薄かった中小企業関連団体との関係の模索と強化を行っている。具体的には、新銀行東京との中小企業支援に関する覚書の締結、日本政策金融公庫主催のセミナー・ワークショップ・相談会への弁護士派遣（東京三弁護士会共催）、昭和信用金庫主催のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三弁護士会共催）、東京商工会議所が設置する東京都事業引継支援センターとの連携、自由民主党との中小企業支援に関する意見交換会等を行った。

エ 各団体との積極的な協力・連携関係の構築

また、連携検討部会において、アウトリーチ活動の一環として、税理士、公認会計士、社会保険労務士、中小企業診断士等の他士業との連携構築と強化を行っている。

中小センターでは、前述した中小サミットのほかに、平成26年度夏期合同研究の全体討議を引き受け、「未来へつなぐ中小企業の絆」と題して、事業承継をテーマに研究発表を行った。いずれの企画もパネルディスカッションに税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等に参加してもらい、他士業との連携により、中小企業支援に多角的に取り組むことの重要性を啓発した。

(4) 今後の課題

中小センターは、2014（平成26）年2月に立ち上げたばかりの組織であり、まだ試行錯誤を繰り返している段階である。しかし、積極的なアウトリーチ活動により着実に中小企業の需要を喚起しており、また、懇切丁寧なコンシェルジュ弁護士の電話窓口対応により、中小企業のニーズに的確に応える努力を続けている。

もともと、コンシェルジュ弁護士の過大な負担、抜本的な精通弁護士名簿の整備、担当弁護士の能力向上、さらなるアウトリーチ活動、他士業との連携強化など、まだまだやるべき課題は多い。

法友会においても中小企業のニーズに的確に応えるための施策の推進が求められる。

4 行政分野への取組み

弁護士は、社会の様々な分野で法の支配を確立すべく努力し、そのために必要な活動することを求められている。そのことは、必然的に弁護士の活動領域の拡大をもたらす。近時、国会や行政（国、地方自治体）及び企業との関係において、外部監査人や社外取締役の他、政策秘書や組織内弁護士（インハウスロイヤー）等の新たな需要が出現していること等もその例である。

弁護士会としては、今後、活動領域の飛躍的拡大に向けて、より一層積極的な施策を講ずるべきである。

(1) 国会と弁護士

ア 政治資金監査

2008（平成20）年1月、政治資金法の一部改正により、国会議員の政治資金の監査の制度（主として支出と証憑との突合）が発足し、同年4月に施行された。監査人として弁護士が予定されている（その他公認会計士と税理士）。これは、希望者が応募して研修を受け、登録される制度である。

日弁連は、制度を広報するとともに、監査契約書（当該国会議員との間で締結）や監査報告書の雛形を作成して会員の参考に供している。

しかし、2016（平成28）年7月22日現在における、政治資金監査人の登録者数4,753人のうち、弁護士の登録者は、288人に過ぎない（6%）。

イ 政策秘書

また、近時の国会情勢により、大量の政策秘書が必要な状況が出現した。弁護士は、そのような職に就く者として適任である。党派を問わず、多くの弁護士が政策秘書として活躍できるような環境を整備し、引き続き有用な人材を送り出すべく積極的な施策を講じるべきである。

日弁連は、2016（平成28）年中に「国会議員政策担当秘書説明会」を開催するなどの活動をしており、政策秘書として活躍している会員は、60期代を中心に10名を越える状況となっている。

(2) 行政と弁護士

ア 弁護士の役割

近年の行政改革、地方分権改革は、行政に携わる者の法務に関する意識改革を強く迫ることとなった。社会の成熟とともに、行政の透明性やコンプライアンスが強く求められ、行政の職員とは異なるマインドを持った法律専門家たる弁護士の役割、有効性が再認識される状況となったのである。

特に、自治体においては、従来から弁護士が行っていた分野（訴訟対応・法律相談）だけではなく、今後は、条例等の制定・審査等の政策法務分野、債権管理・回収、包括外部監査等の新たな分野に対しても、法曹有資格者の人材と能力を十分に活用すべきである。

中でも、債権回収分野では、弁護士の活用が必須である。なぜなら、「普通地方公共団体の長は、」債務名義のある債権以外の債権について「訴訟手続により履行を請求すること」を義務づけられているからである（地方自治法施行令172条の2）。このように、自力執行権のない債権（私債権・非強制徴収公債権）について、大量の未収債権を抱える自治体にとってみれば、債権回収の場面で弁護士を積極的に活用することが不可避である。

イ 任期付公務員

2000（平成12）年、任期付（最長5年）公務員の制度が発足した。前述のとおり、弁護士は限定された範囲で公務員になることができたが、実際に許可を得て公務員となった例は少なかった（金融庁、外務省、公正取引委員会等）。しかし、上記任期付公務員制度の発足と2004（平成16）年4月の公職就任の制限の撤廃により、国の機関に在籍する弁護士の数は飛躍的に増大し、また、地方自治体の公務員となって活動する弁護士も、出現するようになった。

公務員となった多くの弁護士の現場での活動に対する評価は高く、また、近時の政治情勢を反映して、弁護士を任期付公務員として募集する機関は増大している。

(3) 国家公務員と弁護士

2013（平成25）年8月1日現在、法曹有資格者が、在職（任期付・任期無し・非常勤を含む）している国の機関は24以上に及び（衆議院法制局、参議院法制局、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、内閣官房・国家安全保障会議、復興庁、内閣府、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁、観光庁、原子力規制委員会）、その人数は、357名にのぼっている。

特に、東日本大震災を機に設立された原子力紛争解決センターでは、195名を越える弁護士が仲介委員や調査官となって、多数の損害賠償事件の解決にあたっている。

なお、法務省の調査（2015〔平成27〕年10月実施）に対する回答があった118名のうち、採用時の弁護士としての経験年数5年以下が81名と全体の81%を占めている。また、2013（平成25）年度以降に採用された者は108名である。

（4） 地方自治体と弁護士

ア 地方分権改革と弁護士

（ア） 地方分権改革

従来行政は、国、都道府県と基礎的自治体である市区町村が、いわば上下関係で位置付けられていた。しかし、1999（平成11）年の地方自治法の改正（機関委任事務の廃止等）を幕開として、住民自治と団体自治の徹底ないし拡充を目的とした地方分権改革に着手され今日に至っている。地方分権改革は、行政の上下関係を断ち切り、自治体に対し、国や都道府県と対等の立場で、自らの判断と責任において政策判断をなし、遂行することを求めるものである。自治体が行う事務ないし活動領域は、福祉、教育、医療、産業振興等、住民の生活に直結するあらゆる領域にわたっている。そしてそれらは、すべて法令に根拠を有するものでなければならず（法律による行政）、このことは、全ての領域における法的判断を自らの負担と責任において行わなければならないことを意味する。

（イ） 司法制度改革

歴史的に司法の容量が低く抑えられてきた中で、弁護士（会）の多くは自治体の活動に関心を示さず、また、自治体においても弁護士を活用するという発想のないまま経過してきた。

しかし、近年の行政需要の増大や住民の権利意識の高度化という時代的・社会的背景の中で、自治体の活動は、より一層、住民自治の体現と透明性を有するものであることが求められている。そこでは、日々直面する法的な問題、それに伴う適切な施策が決定的に重要なテーマとなり、必然的に法律専門家の関与が要求される事態をもたらしていると言え、弁護士及び弁護士会は、自治体に対する取組を飛躍的に強化すべきである。

中でも、法令は、普通地方公共団体の長に対し、自力執行権のない債権については訴訟手続によって履行を請求することを義務づけ、さらに、債務名義のある債権については、強制執行手続をとることを義務づけているのであって、この場面における行政需要が膨大にあることは疑う余地がない（地方自治法施行令172条の2）。

（ウ） 法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県・市区町村（日弁連調べ）

このような地方分権改革及び司法制度改革の中にあつて、2016年（平成28年）6月現在、法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県は、13都県に及び、26名が在籍している（うち14名は任期付職員）。

また、法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村は、75市区町村に及び、98名が在籍するに至っている（うち83名は任期付職員）。

イ 弁護士・弁護士会の取組み

（ア） 日弁連の取組

日弁連は、業務改革シンポジウム（2001〔平成13〕年広島、2003〔平成15〕年鹿児島、2005〔平成17〕年札幌、2009〔平成19〕年松山、2011〔平成23〕年横浜、2013〔平成25〕年神戸、2015〔平成27〕年岡山）その他、弁護士と自治体との関係構築を目指して活動してきた。

平成27年の業務改革シンポジウムでは、「自治体との新たな関係構築に向けて～実践例と今後の展望～」と銘打った分科会を設け、外部弁護士と自治体との連携による公金債権管理、条例制定支援、包括外部監査、福祉分野におけるモデル事業等への取り組みの紹介などを発表した他、同年7月には、地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウムを宮城で開催し、東北地方の自治体職員向けに地方自治体における「債権管理回収」に関する研修を開催するなどの実績を積んでいる。

（イ） 東京弁護士会の取組み

東京弁護士会は、2007（平成19）年、自治体との連携を目指して自治体等法務研究部を発足させ、改正行政不服審査法で新たに導入された審理員候補者の推薦、条例の策定改正、債権の管理回収、eメール相談、自治体職員向け研修の開催、夏期合研への参加等の活動を展開している。加えて、東京弁護士会は、2015（平成27）年、弁護士領域拡大推進本部を立ち上げ、その下に、自治体連携センターを設置した上で（センターの構成部会は、広報部会、空き屋部会、国・自治体福祉等部会）、「自治体の皆様のためにできること」をまとめた自治体連携プログラム（第2版）を発行するなどして自治体との連携強化のための組織作りを行った。

また、弁護士会の取組みではないが、教育現場の職員から直接担当弁護士に電話相談できる仕組み（スクールロイヤー）を発足させるなどの取組みもみられる。

（ウ） 弁護士による取組み

日弁連の松山における自治体との関わりに関する弁護士向けアンケート（回答数は全弁護士の5.7%）によれば、自治体への関わりについては、審議会や委員会委員、研修講師、顧問弁護士、訴訟事件の受任（顧問弁護士以外）、任期付公務員、一般行政職等の回答があった。

近時、自治体に関与している弁護士は着実に増大していると言えるが、アンケートへの回答率をみても、まだまだ、関心の薄いことが窺われる。

ウ これからの取組み

（ア） 自治体と弁護士・任期付公務員

前述した地方分権改革の下、自治体の法務能力の向上は喫緊の課題である。特に、2016（平成28年）4月から施行された改正行政不服審査法において、新たに導入された審理員制度（及び第三者機関）を実施するにあたって、法律専門家は不可欠である。

このような制度の推移の中で、法律専門家たる弁護士（あるいは、法曹有資格者）は、自治体の活動の有効な助言者ないしスタッフとして機能することは疑いの余地はない。そこには各種の形態があるものの、弁護士（法曹有資格者）は、法律専門家としての素養を有する人材として、自治体のあらゆる事務に関与すること、また、内部の職員として他の職員とともに機能することが不可欠と言える。

（イ） 人材の育成・自治体

これまで自治体は、主として内部で人材を養成してきた。多くの職員はよくその要請に応じてきていると思われるが、それらの人材は、さらなるグレードアップが図られる必要がある。例えば、法的問題の中には憲法にまで遡って論議し検討しなければならない場合もあると思われ、そのためのスキルは不可欠のことと思われる。そのための研修も有益と思われるが、例えば、法務を担うべき職員を、一定期間法律事務所に派遣して在籍させるという仕組みなどが考えられてよいのではないかとも思われる。

(ウ) 人材の育成・弁護士会

これまで、弁護士会の中で自治体との関係について組織的に取り組んでいる単位会はごく少数であった。しかし、東京弁護士会に自治体等法務研究部が発足し、若手会員が多く参加し旺盛な活動をするようになった結果、東京三会においても、同様の研究部が発足し、多摩支部にも自治体の法務を専門的に研究する部が発足するに至っている。

(エ) 議会活動と弁護士

地方議会の権能ないし権限については、今次の地方自治法の抜本改正の対象で、2011(平成23)年4月30日、地方自治法の一部改正が行われたところである。行政が透明性を持って、民主的なルールの下で遂行されるためには議会が充分機能することが必要である。そしてそのためには、中立的な立場で議会スタッフとして弁護士が関与し、議会をサポートする仕組みが考えられてよい。

これに関しては、大阪弁護士会が先駆的に行っている、議会事務局に対して、顧問的立場として活動する弁護士を推薦する取組みを参考にすべきである。

(5) 日弁連の取組みと今後の展望

日弁連は、この間、若手法曹サポートセンター及び業務改革委員会を中心に、国の機関、地方自治体など、行政・立法分野への弁護士の進出に向けて取り組んできている。

法律による行政の下、行政機関の活動はすなわち法務そのものである。しかし、行政、特に地方自治体の法務の意識はまだまだ高いとは言えない。また、多くの弁護士(会)も、国や自治体の活動を理解し関与しようとする意識は未だ必ずしも十分とは言えない。

しかしながら、行政、とりわけ自治体の扱う事務とその活動領域は広大で、したがって、弁護士(会)がサポートすべき分野も広大である。

弁護士(会)としては、今後、行政の需要に応えることができる人材を養成するなど、行政と広範かつ密接な関係を構築するための施策を積極的に推進していくことが必要である。

このような中、日弁連は、2014(平成26)年2月、法律サービス展開本部を設置し、その下に、国・自治体・福祉等の分野において弁護士による法律サービスの一層の展開・促進を図るべく、自治体等連携センターを設置した。自治体等連携センターには、条例部会、福祉部会の他、公金債権部会、外部監査・第三者委員会部会といった部会が立ち上がっており、各分野に関する自治体等との連携の取り組みを進めるとともに、自治体向けのアンケート調査や、弁護士会の行政連携の体制について調査を行い、各地でシンポジウムを開催するといった活動を行っている。さら

に、国、自治体への職員としての弁護士への任用を促進するため、各地で任期付公務員登用セミナーや求人説明会を開催するなどの活動も進めている。

実際に、公金債権部会では、内閣府の公共サービス改革（市場化テスト）と協力して、全国各地で、公金債権の回収業務の現状と今後の取組や公金の債権管理回収業務に関する法令と実務、債権回収業務の取組の実例に関する研修を多数回開催した他、自治体職員の方及び弁護士を対象として、公金債権の放棄・減免に関するセミナーを昨年度に引き続き開催している（2016〔平成28〕年は2月15日に東京と大阪で、12月26日に大阪で開催）。

5 信託の活用

(1) 新信託法の意義

2007（平成19）年9月30日、85年ぶりに抜本的に改正された新信託法が施行された。新信託法は旧信託法には存在しなかった事業信託、自己信託、目的信託等、新しい制度を導入し、多様な社会経済のニーズに応えようとしており、改正により信託の利用可能性が拡大した。

資産を保有している個人が、自らの意思に沿った財産管理や財産承継を行うことができるようにするためには、①相談を受けた弁護士が信託を利用した財産管理及び財産承継の方法について適切に助言すること、並びに②財産管理及び財産承継の役割を担う受託者が整備されることが必要であり、弁護士会がこれらを実現するための環境整備を行う必要がある。

(2) 福祉型信託に対する取組み

新信託法の下、民事信託の分野で積極的な利用を期待されているのが、病弱であったり、判断能力が減退した高齢者や障がい者等の社会的弱者の財産を管理する目的での信託の利用であり、また世代間の円滑な財産移転のための信託の活用である。これらの場面においては、関係当事者の利害対立や紛争が潜在することが多いことから、弁護士は、紛争の予防・解決並びに財産の管理保全及び円滑な財産移転のためのツールとして信託を有効に利用することを支援する役割を担うべきである。

2004（平成16）年12月に改正された信託業法は、信託業の担い手を拡大し、金融機関以外の者が信託業を行うことを可能としたが、改正信託業法の下においても、信託業の担い手は株式会社を基本とすることが適当とされた。

他方で、改正信託業法には、「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」（附則第124条）という規定が置かれ、改正信託業法の審議過程において「次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと」という附帯決議が行われた。

この附帯決議を受けて、金融審議会金融分科会第二部会により取りまとめられて2008（平成20）年2月8日に公表された「中間論点整理—平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について」において、福祉型信託の担い手として、議論の中で「福祉事業や後見業務を行う公益法人、NPO法人、社会福祉法人等がふさわしいのではないか」という意見が出されたこと、また、

参入形態として、弁護士等個人による受託を認めるべきとの考え方と、継続性・安定性の確保等の観点から法人に限られるべきとの考え方の双方があることが紹介されている。

弁護士が福祉型信託の担い手として信託を活用できるようにするため、弁護士会が信託業法の改正を含めた適正な制度構築の提言等に取り組むことが期待されている。

(3) 遺言信託業務に対する取組み

遺言信託業務という言葉は、一般に信託銀行による遺言書の作成、遺言の執行、遺言整理等、相続関連業務への取組みを指すものとして用いられており、遺言「信託」という言葉が用いられているが、遺言による信託を意味するものではない。

遺言信託業務と呼ばれる遺言書の作成及び執行は、法的な専門知識が必要とされる業務であり、本来弁護士が、遺言によって自らの意思に従った財産承継を実現させることを望む個人の要望に応えることが期待される分野である。しかしながら、我が国の現状では信託銀行がこれに取り組んでおり、これまで、遺言書の作成を望む個人が弁護士にアクセスすることを容易にするための組織的な取組みが行われてこなかった。

そこで、弁護士が遺言書の作成及び執行業務を多くの一般市民に対して提供する取組みとして、日弁連法的サービス企画推進センターの遺言信託プロジェクトチームが検討を進め、その成果として、同プロジェクトチームのメンバーが2008（平成20）年5月に設立した特定非営利活動法人遺言・相続リーガルネットワークが、一般市民に対して、弁護士が遺言書の作成及び執行業務を提供するための活動を行っている。

同NPO法人は、遺言書の作成を希望する一般市民が弁護士による法律相談を容易に受けることができるようにするために、各弁護士会と連携して環境を整備することを目指している。日弁連は、同NPO法人の要請を受けて、各弁護士会に対し、2010（平成22）年4月23日付で、同NPO法人から遺言分野における法律相談等の案件の紹介があった場合に対応できる組織の構築につき格段の協力を要請する旨の事務総長名の書面を送付した。多くの弁護士会は、同NPO法人から案件の紹介があった場合に対応できる窓口を整備しており、同NPO法人と連携、協力して、遺言書の作成を望む個人が弁護士にアクセスしやすい環境を整えつつある。

また、弁護士が、遺言書の作成及び執行の業務を行うに当たっては、新信託法に定められた後継ぎ遺贈と類似の効果を持つ受益者連続信託（受益者の死亡により、その受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託。信託法91条）、死因贈与と類似の機能を持つ、委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託（信託法90条）等を依頼者の要望に応じて提案し、依頼者が利用できるように助力することが求められる。

資産を保有する個人にとっては、信託契約を利用することにより、自らが判断能力を失った後、さらに自らの死後の財産管理と受益権の帰属を予め定めることができる利点があり、信託の利用に対する需要は高まっている。このような需要に、弁護士が応えることができていない現状を速やかに改善する必要がある。日弁連及び各弁護士会は、信託の利用に関する研究及び会員向けの研修を実施する必要がある。

さらに、現状では信託銀行が不動産信託の受託をしないなど、不動産を含めた財産管理の委託

を希望する個人にとって、受託者のなり手が無い点が問題となっている。日弁連及び各弁護士会は、信託の受託者を整備するための対応を検討する必要がある。